

資料3－1

○石狩市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成29年10月31日要綱第83号

(設置)

第1条 石狩市における地域公共交通の活性化及び再生に関する協議を行うため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会として、石狩市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関すること。
- (2) その他必要事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱した者で構成する。

- (1) 公共交通事業者等
- (2) 道路管理者
- (3) 港湾管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 地域公共交通の利用者
- (6) 学識経験者
- (7) 市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会議を主宰する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて各種機関又は団体の関係者及び市民から意見を聞く機会を設けることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画経済部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。